

## 鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業） 運営要綱

（目的）

第1条 鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業に係る委託事業者を総合評価一般競争入札方式により選定するに当たり、事業者提案を適正に評価するため、鳥取県教育委員会公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（美術館整備運営事業）（以下「審査会」という。）を設置する。

（調査審議する事項）

第2条 審査会は、鳥取県立美術館（仮称）整備運営事業に係る受託者の選定に関する事項について調査審議するものとし、その具体的な内容は次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）落札者決定基準に関すること
- （2）事業者及び事業提案書の審査に関すること
- （3）その他、必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 審査会は、別表に掲げる委員9名をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、任命した日から2年間とする。

（委員長）

第5条 審査会に委員長を置き、委員長は委員の互選により選出する。

- 2 委員長は審査会を代表し、会務を総括する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

（事務局）

第6条 審査会の庶務を処理するため、鳥取県立博物館内に事務局を置く。

（会議）

第7条 審査会は、博物館長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席して開催するものとする。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（審議の公開）

第8条 審査会は、公開を原則とする。ただし、審議内容によっては、非公開とすることができる。

（委員の責務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密（公表された情報を除く。）を漏らしてはならない。委員を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、第2条の任務を行うに当たり、応募者等またはその代理人から、審査に関する説明、交渉等を要求されたときは、速やかにその旨を事務局へ報告しなければならない。
- 3 委員は、応募者等及びその構成員と自己並びに3親等以内の親族並びにこれらの者と生計を同じくしている者の従事する業務に直接利害関係があるときは、議事に加わることができない。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、博物館長が別に定める。

附則

この要領は、平成30年11月20日から施行する。